

司馬遼太郎

ひとびとの  
あし おと  
跣音

下



司馬遼太郎

ひとびとの跫音 下

中央公論社



ひとびとの<sup>あしおと</sup>足音 下

定価九八〇円

昭和五十六年七月一日初版印刷  
昭和五十六年七月十日初版発行  
著者 司馬遼太郎

発行者 高梨 茂

印刷所 株式会社精興社

発行所 中央公論社

〒104 東京都中央区京橋二―八―七

振替 東京二―三三四

©一九八一 検印廃止

ひとびとの  
楚音  
下  
目次

拓川居士

7

阿佐ヶ谷

46

服装、住居、あるいは金銭について

88

ぼたん鍋

134

誄  
詩

洗  
禮

尼  
僧

239

197

174

装画

カバー

正岡子規筆

蔓草と鶏頭

正岡子規筆

「玩具帖」より

扉

正岡子規筆

秋海棠

ひとびとの楚音 下





## 拓川居士

正岡子規が、大学予備門の受験準備をすべく上京したのは、すでに幾度かくりかえしてきたように、明治十六年六月のことである。船で神戸まできてそこで一泊し、布引の滝を見物した。さらにべつの船で横浜に到り、あとは汽車で新橋についた。荷物のおもなものは本で四十余冊あり、そのうち経書、詩文といった漢籍が多かった。

子規は十七歳である。

頼らるべき若い叔父の拓川は、二十五歳であった。

廃刀令が出た明治九年、拓川は十八歳で給費の官吏養成所である司法省法学校に入り、フランス語とフランス法を学んだ。ただし三年後の明治十二年二月、校長の方針に反対し、原敬ら数人と連袂退学してしまったから、この時期、「官」というものの金の縁はきれている。退学後数年、どこからの収入でくらしていたのか。

例の士族還付金（秩祿公債）があったからかと私はおもっていたが、どうもその推測はなりたちそうにない。

拓川は、司法省法学校に入学したときは、実家の大原姓であった。拓川がつねづね語っていた大原家の貧乏所帯から考えて、その三男を東京に遊学させる余裕などなかったろう。

かれは在学中の明治十二年一月、廃絶していた縁戚の加藤家を興し、加藤家戸主になった。戸主には徴兵令が及ばないためにこの当時この種のことを流行ったということはすでにふれた。ただし加藤家はかつて松山藩の武士であったが、江戸末期の弘化三年（一八四六）に当時の当主の死（嗣子なし）によって廃絶しているために明治の族籍では平民であった。平民には士族還付金のようなまいものはなかった。

同郷の幼な友達に池内信嘉（註・能楽研究家。虚子の実兄）という人がいて、『拓川集』の追憶篇に、「加藤の書生時代は経済的に困つて久松家（旧藩主）の浜町（註・本邸。日本橋浜町二丁目十七番地）の御小屋にゐた」と書いている。

この御小屋は、かつての足輕長屋の一廓だったのであろう。子規も上京早々、この御小屋に寄宿した。当時、久松家では書生小屋とよび、同藩出身の東京遊学の書生たちを無料で住まわせていた。

そのきたなさは言語に絶するほどのもので、子規自身、『筆まか勢』にくわしく書いている。

このくだりは上京早々から数年のあいだに書かれたものである。

……そも此書生小屋といふは邸中長屋のつゞきなれば 南北ハ同じ長屋にて壁一重が隔て也  
入り口は東にありて西は格子をうちたる三尺許りの高窓あるのみ 間口二間許り奥行四間許  
り きたなき部屋二間と台所様の流しもと一坪程あり 家は幾年掃除せずやと衛生係が苦情  
いひそうな、ふすぼりたる、昼も薄暗きところ、畳は焼け跡もあり、水、醬油などに煮しめ  
られたるあとも見ゆ、たゞ見てさへ、いぶせき処へはいりこみたる時は 牢屋へ行きしもこ  
れほどにはあらじと思はれたれどせんすべもなし、同居人は二三人ありて同じ国の者なれど  
も我よりは年もたけ、且ッいやみ多き不澹泊なる性根のきたなき者のみ、……

この文章が子規のは、たち前後のものであるとして、後年の写生主義がすでに濃厚にあらわれて  
いる。子規はこの時期、散文、詩文の上でのまとまった主張はもっておらず、むしろ写生論など  
はとなえていなかったところからみて、この種のかたむきは性格に根ざした本然のものであった  
ことがわかる。

池内信嘉によれば拓川はこの「御小屋」で自炊していたのである。

学資には窮して地方の県会の書記などに雇はれて行つたりしたこともあつたやうだ。

と、池内はいう。当時、府県会という、のちの議会制とは思想的に異なる議事制度が府県にあったが、その制度のなかでの「県会」である。

ともかくもこの当時の拓川の動静については、同じく東京にいた池内も、その程度しか記憶していない。

ただ、中退後、拓川は、金と時間の都合のつくかぎり、塾へ通ってフランス語の習得をつづけようとしていた。

フランス学は幕末のぎりぎりにおいては幕府の洋学機関の主をなしたが、フランス語学者でめぼしいのは村上英俊（一八一〜九〇）ただひとりといわれた。

村上英俊は蘭法書生あがりで、佐久間象山にすすめられてフランス語を師授によらずして独習し、幕末にあつては『仏蘭西詞林』などをあらわして幕府の洋学機関の蕃書調所教授方をつとめ、幕臣になった。

明治後、官に仕えず、深川猿江町で、私塾をひらいていたが、拓川が退学した前々年に塾を閉じているために英俊の塾へ通うことはできない。もっとも英俊の塾に入っても、仏文を漢文のように訓読するという式であったから、すでに司法省法学校で仏人教師からなまの言語を学んでしまっている拓川には適わなかつたかもしれない。

明治になると、フランス語は陸軍省と司法省、外務省など官が独占したようなかたちになり、私塾の状況は相変らず貧困であった。

このようなありさまのなかで、明治七年、フランスから帰ってきた土州人兆民中江篤介の存在が大きかった。かれは官費留学であったために、数年、その申しわけのように官途についたが、ほどなくやめ、明治十年、私塾仏蘭西学会（のち仏学塾）を麹町中六番四十五の借家でひらいた。

拓川は、司法省法学校を退学した明治十二年に、この兆民の塾に入っている。この塾は漢文を基礎言語として、フランス語を教え、あわせてフランス思想を教授するもので、塾にはフランス革命とバリ・コンミューンの硝煙のにおいがしたといわれる。

ただし当初、拓川は単に語学習得のためにこの塾に入ったのであろう。

兆民と拓川の年齢のちがいは十二歳でしかなかった。共通するところは双方漢籍にあかるかったことであった。このことは、漢学を知的母語としてフランス語やフランス思想を比較しつつ見える兆民の教授法によく適<sup>あ</sup>ったかとおもわれる。

ついでながら幕末から明治にかけ、西欧語を通じて西欧技術や思想を身につける場合、漢学の素養の深浅によってずいぶん得失があるとされた。

このことについて、兆民の第一の門弟ともいべき同郷の幸徳秋水が、その「兆民先生」（講演）のなかで述べている。

……先生は仏蘭西学者として知られて居たけれど一面立派な漢学者であつたのであります。ルーソーのエミールなどは先生の尤も愛読した処であるが、理屈は余程面白くてもどうしても漢学者の目から見ると余りにくだ／＼しくて、冗漫に失する弊がある、あれを三分一に縮めたら立派な文章になると評して居た。

併し先生は無論漢学の思想を信仰するものではない、漢文を以て西洋の思想を十分に書き顯したならば完全なる文章が出来るといふ積りであつた、併し西洋の思想は綿密で漢学は簡潔であるから書顯すことは出来ないといふものもあるが夫が大きな誤りで畢竟漢学を知らないが為めであるのです、三千年來磨きに磨いた支那の文字で幾万といふ文字で適當な言葉がないといふのが間違ひである。

この言葉は、拓川についてもあてはまるようである。ただし拓川の場合、松山藩で「碩学」といわれた父大原觀山の素質と学問をよく享けているといふことで兆民の漢学素養に大きく劣るとはいえなかったが、思想やその体系の緊密性においては粗放をまぬがれない。

右の引用についてすこし補足する。明治初年は江戸期の文章日本語が過去のものになり、あらたな文章語として西欧思想を表現するに足るほどには成長していなかったため、漢文で表現せざ

るをえなかった。兆民が帰国後、明治十五年に刊行したルソーの『民約訳解』などは漢文で書かれた。

兆民はこれを訳するにあたって、漢学のなかの形而上的な用語について典籍をいっそう精査するために、一方では自分の塾でフランス語を教えつつ、一方では岡松蘊谷の漢学塾に入門したほどであった。右の秋水の文章は、このような消息をもふまえている。

拓川は明治十六年まで、あるいは途中通塾を怠っていた形跡があるにせよ、足掛け五年のあいだ、兆民の塾と縁は切っていない。

当時、薩長閥の政権は、野に沸騰する自由民権思想を怖れ、その思想上の一巢窟が兆民の仏学塾とされた。以下は孫引だが、福島県の自由民権家で山口守太という者が郷里の同志にあてた手紙に、

——先日仏学塾ニ於テ廢帝ヲ討論セシニ不同意者ハ少カリシト。

というくだりがある。この手紙の日付は明治十五年八月で、時期的には拓川が在籍していたはずの時期であった。この手紙の伝聞が事実とすれば、この席に拓川がいたということも、可能性としては考えられなくはない。

拓川にとって法学校時代以来の友人である陸羯南は、明治二十四年、一種の同時代史として『近時政論考』（日本新聞社刊）一卷をあらわし、維新以来の政論の変遷を分類している。そのなか



で兆民らの思想と運動を第三期に位置づけ、それ以前の悒鬱民権や翻訳民権よりも「一層深遠なりき」とし、その理由として「西洋十八世紀末の法理論を祖述し多く哲学理想を含蓄したればなり」とする。

以下、兆民についての羯南の理解を知るために、右の文章のそのくだりを抜き書きしたい。

……中江氏等の重に崇奉せしはルーソーの民約論なるが如く、政理叢談（明治十五年、仏学塾から半月刊で出ていた雑誌。前記の漢訳『民約訳解』もこの雑誌に連載された。同時代の在野政論にもっともつよい影響をあたえた雑誌といつていい）は殆んどルーソー主義と革命主義とを以て其の骨髓と為したるが如し。其の説の大要に以為らく。自由平等は人間社会の大原則なり。世に階級あるの理なく、人爵あるの理なく、礼法慣習を守るべきの理なく、世襲權利あるの理なく、従て世襲君主あるの理なし。俗は質樸簡易を貴ぶ、……

兆民の思想について簡述した羯南の右の文章は、拓川の生涯における思想——というよりも思想的な気習——を要約しているかのようでもある。ただし拓川の場合は、兆民のように著述家になることなく、運動家にもならず、生活のために——という傍証がいくつかある——外務省の在外公館につとめ、以後ながく官にあった。しかし官にありつつも官の思想はかれにとって薄い衣